

重要事項説明書 （訪問看護・介護予防訪問看護）

1. 事業者の概要

事業者（法人）名	日本プライベート看護株式会社
代表者	代表取締役 伊藤 一弘
所在地	〒108-0071 東京都港区白金台 1-1-45 4F
電話番号・FAX	TEL：03-5475-7757 FAX：03-5475-7758
事業内容	訪問看護
法人の沿革	平成 25 年 10 月に設立
法人が所有する事業所の種類・数	訪問看護ステーション×2

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション ナースであんしん		
所在地	〒108-0071 東京都港区白金台 1-1-45 4F		
電話番号・FAX	TEL：03-5475-7720 FAX：03-5475-7758		
出張所の名称	訪問看護ステーション ナースであんしん恵比寿		
所在地	〒150-0012 東京都渋谷区広尾 1-7-22 ハイシティー広尾Ⅱ801		
電話番号・FAX	TEL:03-6721-7911 FAX：03-6721-7912		
出張所の名称	訪問看護ステーション ナースであんしん青山		
所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-12 アヌシー青山 2 階 B		
電話番号・FAX	TEL：03-5475-7730 FAX：03-5475-7758		
出張所の名称	訪問看護ステーション ナースであんしん駒込		
所在地	〒114-0015 東京都北区中里 1-33-8 ソフトハイツ駒込 101		
電話番号・FAX	TEL:03-5809-0377 FAX：03-5809-0398		
事業所番号	1 3 6 0 9 9 0 2 3 6	指定所得日	平成 27 年 6 月 1 日
管理者名	朝田 則子		
事業の目的	適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を含め、事業所の看護師・理学療法士・作業療法士（以下、「訪問看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。		
運営の方針	関係市区町村・地域包括支援センター・地域の保健施設・医療福祉サービスとの連携を図り、要介護者等の心身の状況や環境等に応じた適切な訪問看護・介護予防を提供する。		
第三者評価の実施状況	3 年に 1 度実施予定		
研修の実施状況	年 10 回の研修実施		

3. 事業所の職員体制

単位：名

職 種	常 勤	非常勤	資格等	業務内容
管理者	1		看護師	介護従事者及び業務の管理
訪問看護師	常勤換算 2.5 名以上 (内常勤 1 名以上)		看護師 准看護師	看護師・准看護師の免許を有する者が実施可能な業務
理学療法士	1 名以上		理学療法士	理学療法士の免許を有する者が実施可能な業務
作業療法士	1 名以上		作業療法士	作業療法士の免許を有する者が実施可能な業務
事務員	1	1		事務処理

4. 事業の実施地域

(1) 訪問看護ステーション ナースであんしん

<通常業務を行う地域> 港 区：港南／芝／芝浦／芝公園／芝大門／白金／白金台／高輪／浜松町／東麻布／三田

品川区：上大崎／西五反田／東五反田

目黒区：下目黒／目黒

(2) 訪問看護ステーション ナースであんしん恵比寿

<通常業務を行う地域> 渋谷区：鶯谷町／宇田川町／恵比寿／恵比寿西／恵比寿南／桜丘町／猿楽町／渋谷／松濤／神宮前／神泉町／神南／代官山町／道玄坂／南平台町／鉢山町／東／広尾／円山町

港 区：麻布十番、麻布台、麻布永坂町、麻布狸穴町／北青山／西麻布／南青山／南麻布／元麻布／六本木

目黒区：青葉台／上目黒／中目黒／東山／三田／祐天寺

(3) 訪問看護ステーション ナースであんしん青山

<通常業務を行う地域> 東京都 23 区

(4) 訪問看護ステーション ナースであんしん駒込

<通常業務を行う地域> 北 区：中里／上中里／田端／東田端／柴町／西ヶ原／堀船／王子本町／王子／滝野川／昭和町／岸町／田端新町

豊島区：駒込／巣鴨／西巣鴨／南大塚／北大塚

台東区：谷中

文京区：千駄木／本駒込／根津／向丘／白山／千石／西片／弥生

荒川区：西日暮里／東日暮里／西尾久／東尾久

※ 上記地域以外でもサービスを実施する場合があります、公共交通機関を利用しての移動となる場合、往復分の公共交通機関利用料金を頂きます。

※ 上記地域内での交通費は基本サービス料金に含まれています。

5. 営業日時

平日営業時間	9：00 ～ 18：00
休業日	土曜日・日曜日・祝日・夏季（8/13～8/15）・年末年始（12/30～1/3）
休日の緊急連絡方法	緊急連絡用電話にて対応

6. サービスの内容について

（1）医師の指示に基づき、訪問看護計画・介護予防計画を立てサービスを実施します。

1. 療養上の世話（清拭の援助・排泄の援助・食事の援助等）
2. 病状、障害の看護、医師への報告
3. 医師の指示のもとに行う診療の補助（点滴・注射・褥瘡の予防及び処置・経管栄養カテーテル等の管理・痛みの管理・その他の医師の指示による医療処置等）
4. リハビリテーション
5. 医療器具装置中の観察・管理・指導
6. 終末期・認知症の看護
7. 家族支援（家族に対しての相談・助言等）
8. 療養生活や介護方法の指導
9. サービスに必要な記録の入力・記載
10. 他のサービス事業所との連携・調整

（2）訪問看護計画・介護予防訪問看護計画については、利用者または家族に説明し同意を頂きます。計画書は、利用者に交付します。

（3）サービスの提供は指示の医療機関と連携し、状態の改善・維持もしくは悪化の予防に努め適切にサービスを提供します。

7. サービス利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問看護師等

サービス提供にあたっては、複数の訪問看護師等が交替してサービスを提供します。

（2）訪問看護員の交替

①利用者から交替の申し出

選任された訪問看護員の交替を希望する場合には、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして事業所に対して訪問看護師等の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問看護師等の指名はできません。

②事業所からの訪問看護師等の交替

事業所の都合により、訪問看護師等を交替することがあります。

訪問看護師等を交替する場合は、利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以上の禁止

利用者は、「6. サービス内容について」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

事業所が行います。但し、事業所はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施の為に必要な備品等・水道・ガス・電話等の費用は利用者にご負担頂きます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合、サービス内容の変更を行います。事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師等の禁止事項

訪問看護師等は、利用者に対するサービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

①利用者もしくはその家族に対して行う物品等の授受

②飲酒及び喫煙

③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動

④その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8. サービス利用料金・加算及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

9. サービス利用のキャンセルについて

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

●連絡先：03-5475-7720

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日正午までにご連絡ください。

前日正午までにキャンセル又は連絡がなく訪問看護師等がご自宅に伺った場合は、キャンセル料を申し受ける事となります。但し、利用者の容体の急変など緊急やむをえない事情がある場合、キャンセル料は不要です。

●キャンセル料金：基本料金の自己負担額分 + 2,000 円

10. 利用料金・その他の費用のお支払方法

利用料その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えてお渡し致します。毎回のサービス実施記録の利用者控えと照合の上、利用月の翌月 20 日（ウの場合は 27 日）までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。入金確認後、領収書を発行しますので大切に保管して下さい。

ア. 現金支払い イ. 事業所指定口座への振り込み ウ. 口座振替

金融機関	三菱UFJ銀行	支店名	五反田支店
預金種別	普通	口座番号	0349780
口座名義	日本プライベート看護株式会社		

1 1. 情報提供の制限

利用者又はご家族・法定代理人以外への情報提供はできません。情報提供の請求を行う場合には、本人又はご家族・法定代理人であることを証明する書類が必要です。

情報提供することで、本人や第三者の権利利益を害する恐れのある場合、例外的にその全部又は一部について開示しないことがあります。

例外として利用者本人の同意を得ずに、下記の情報共有をする場合があります。

- ① 検査等の業務を委託する場合の情報提供
- ② 外部審査機関への情報提供
- ③ 特定の機関（病院等）との情報共有

1 2. 個人情報の保護について

利用者等の個人情報を適切に取り扱うことを重大な責務と考え、保有する個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めます。また、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- ① 従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ利用者もしくはご家族からの文章による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

事業所が委託をする医療・介護関係事業所は、業務委託にあたり個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業所を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し委託先への適切な監督をします。

1 3. サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

事業所のサービスに関する苦情・相談については、次の窓口で対応致します。

所在地	訪問看護ステーション ナースであんしん 東京都港区白金台 1-1-45 4F
電話番号	03-5475-7720 （受付時間 9:00～18:00）
FAX 番号	03-5475-7758
担当者	朝田 則子
その他	苦情・相談については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。 不在の場合でも対応した者が苦情相談記録表を作成し担当者に引継ぎます。

※その他、お住まいの区役所及び東京都国民健康保険団体連合会に対しても苦情申し立てができます。

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当	所在地 : 東京都千代田区飯田橋 3-5-1
	電話番号 : 03-6238-0177
港区保健福祉支援部介護保険課 介護事業所支援係	所在地 : 東京都港区芝公園 1-5-25
	電話番号 : 03-3578-2821
品川区高齢者福祉課 介護保険担当	所在地 : 東京都品川区広町 2-1-36
	電話番号 : 03-5742-6927
渋谷区介護保険課 介護相談係	所在地 : 東京都渋谷区宇田川町 1-1
	電話番号 : 03-3463-3304
目黒区介護保険管理係	所在地 : 東京都目黒区上目黒 2-19-15
	電話番号 : 03-5722-9574
北区役所健康福祉部介護保険課	所在地 : 東京都北区王子本町 1-15-22
	電話番号 : 03-3908-1286
豊島区役所介護保険課相談グループ	所在地 : 東京都豊島区南池袋 2-45-1
	電話番号 : 03-3981-1318
荒川区役所福祉部高齢者福祉課	所在地 : 東京都荒川区荒川 2-2-3
	電話番号 : 03-3802-3111
文京区役所福祉部介護保険課 介護保険相談係	所在地 : 東京都文京区春日 1-16-21
	電話番号 : 03-5803-1383
台東区役所高齢福祉課	所在地 : 東京都台東区東上野 4-5-6
	電話番号 : 03-5246-1224

1 4. 緊急時の対応方法

- (1) 利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村・介護支援専門員・利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 5. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

- ・鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し保管します。
- ・保管期間はサービスの提供終了から2年間、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管します。
- ・記録の閲覧、及び実費を支払っての写しの交付が本人及び家族に限り可能です。
- ・保管期間が終了した書類についてはシュレッダーにかけた上で破棄します。

(2) 電子媒体で保管する場合

- ・利用者のデータを保存するパソコンは、ログインする際にパスワードを求めるセキュリティーを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。

- ・データの閲覧・利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティーを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにします。
- ・外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。

1 6．虐待について

事業所は、利用者等の人権の援護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者：朝田 則子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待予防を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市区町村に通報します。

1 7．契約の解約・終了

- (1) 契約は有効期間であっても、利用者からこの契約を解約することができます。その場合は、契約終了を希望する日の 10 日前までに事業所に報告することにより、この契約を解約することができます。
- (2) 事業所からの解約は、やむを得ない場合のみとし 10 日以上予告期間をもって文章により理由を通知します。この場合には、事業所は居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業所にその旨を連絡します。
- (3) 利用者・ご家族等から事業所の訪問看護師等に対し、暴言・暴力行為ならびにセクハラ行為等があった場合にはその言動・行為があった時点で即時解約とし、サービス提供を終了します。

1 8．損害賠償

事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所はその損害を賠償します。また守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償を減じる場合があります。

上記の内容について「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、説明を行いました。

介護保険での訪問看護サービスに係る加算について

- 初回加算Ⅰ [350 単位] □

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合に加算されます。

※要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

- 初回加算Ⅱ [300 単位] □

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

※要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

- 特別管理加算 □

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ） 500 単位	特別管理加算（Ⅱ） 250 単位
在宅麻薬等注射指導管理	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理
在宅腫瘍化学療法注射指導管理	在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅強心剤持続投与指導管理	自宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅持続腸圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理
気管カニューレの使用	在宅肺高血圧症患者指導管理
留置カテーテルの使用	人工肛門、人工膀胱を設置している状態
	真皮を超える褥瘡の状態
	点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

- 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） [600 単位] □

緊急時の連絡があった場合、利用者・家族等に対する 24 時間連絡体制を取り必要に応じて緊急時訪問を行います。24 時間連絡体制にある場合に 1 月に 1 回加算されます。

- 退院時共同指導加算 [600 単位] □

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

- 看護・介護職員連携強化加算 [250 単位] □

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合（介護予防は対象外）に加算されます。

- ターミナルケア加算 [2500 単位/死亡月] □

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日時前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

○ 長時間訪問看護加算 [300 単位] ☐

特別管理加算の対象となる利用者に対し、90 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 90 分以上となるときの 1 回の訪問看護につき加算されます。

○ 複数名訪問加算

a. 看護師等複数名の場合 [30 分未満: 254 単位, 30 分以上: 402 単位] ☐

b. 看護師等と看護補助者の複数名の場合 [30 分未満: 201 単位, 30 分以上: 317 単位] ☐

下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数名が 1 人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

① 利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

② 暴力行為・セクハラなどの迷惑行為等が認められる場合

③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

○ 早朝・夜間・深夜の訪問加算 [早朝・夜間: 25%加算、深夜: 50%加算] ☐

早朝・夜間 (午前 6 時～午前 8 時または午後 6 時～午後 10 時)

深夜 (午後 10 時～午前 6 時)

① 早朝・夜間・深夜の訪問看護は、早朝及び夜間又は深夜に計画的な訪問看護を行った場合に算定します。

② 1 か月以内の 2 回目以降の夜間帯の緊急時訪問を行った場合、2 回目から算定します。

○ 専門管理加算 [250 単位/月] ☐

緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に加算されます。

○ 口腔連携強化加算 [50 単位/日] ☐

口腔の健康状態の評価を看護師等が実施した利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネージャーに口腔の健康状態の評価結果の情報を提供した場合に加算されます。

医療保険での訪問看護サービスに係る加算

○ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

① 特別管理加算（Ⅰ）（重症度が高い） [5,000 円/月] ☐

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理
- ・在宅気管切開患者指導管理
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態

② 特別管理加算（Ⅱ） [2,500 円/月] ☐

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛指導管理
- ・人工肛門、人口膀胱の設置
- ・真皮を超える褥瘡
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導

○ 24 時間対応体制加算（イ） [6,800 円/月] ☐

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にある場合（指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る）に 1 ヶ月に 1 回加算されます。

○ 退院時共同指導加算 [8,000 円/初回訪問時] ☐

病院・診療所を退院又は介護老人施設を退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

○ 特別管理指導加算 [2,000 円] ☐

特別管理加算対象の方で、退院時共同指導加算を行った場合に加算されます。

○ 退院支援指導加算 [6,000 円/退院日翌日以降の初回訪問時] ☐

診療により退院時当日の訪問看護が必要であると認められた場合には、退院日に訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

○ 退院支援指導加算（長時間 90 分以上） [8,400 円/退院日翌日以降の初回訪問時] ☐

診療により退院時当日の訪問看護が必要であると認められ、厚生労働大臣が定める長時間（90 分以上又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合）の訪問を要する方に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

○ 長時間訪問看護加算 [5,200 円/回] ☐

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上となるとき 1 回の訪問看護につき加算されます。

- サービス提供体制強化加算 □
勤続年数 3 年以上の職員を 30%以上配置するなどの条件を満たしている場合。1 回の訪問看護につき加算されます。
- 複数名訪問看護加算
同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師・助産師・看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て指定訪問看護を行った場合、次に掲げる区分に従い 1 日につきいずれかを所定額に加算します。但し、イ）又はロ）の場合は週 1 日を、ハ）の場合には週 3 日を限度として加算されます。
- イ） 看護職員が他の看護師等（准看護師を除く）と同時に指定訪問看護を行う場合 〔4,500 円/1 回〕 □
- ロ） 看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合 〔3,800 円/1 回〕 □
- ハ） 看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く） 〔3,000 円/1 回〕 □
- ニ） 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く）
- （1） 1 日に 1 回の場合 〔3,000 円〕 □
- （2） 1 日に 2 回の場合 〔6,000 円〕 □
- （3） 1 日に 3 回以上の場合 〔10,000 円〕 □
- 夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算 〔夜間・早朝 2,100 円/回、深夜 4,200 円/回〕 □
夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）・早朝（午前 6 時～午前 8 時まで）、深夜（午後 10 時～翌 6 時まで）利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合にそれぞれを 1 日 1 回ずつ加算されます。
- 乳幼児加算 〔1,300 円/日（下記①～③の場合は 1,800 円/日） □
乳幼児加算は 6 歳未満の・乳幼児・幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に加算されます。
- ① 超重症児又は準超重症児
- ② 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- ③ 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- 難病等複数回訪問加算 〔1 日 2 回訪問 4,500 円、1 日 3 回訪問 8,000 円〕 □
難病等複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者・特別訪問看護指示期間の利用者に対して、必要に応じて 1 日 2 回または 3 回以上訪問した場合に加算されます。
- 緊急訪問看護加算 〔（イ）14 日目まで：2,650 円 /（ロ）15 日目以降：2,000 円〕 □
緊急訪問看護加算は、利用者・ご家族等の求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に加算されます。

- 在宅患者連携指導加算 [3,000 円/月 1 回に限り] ☐
利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関・歯科・薬局と文章等により情報共有を行い、看護師等（准看護師を除く）が療養上の指導を行った場合月 1 回に限り加算されます。
- 在宅患者緊急時カンファレンス加算 [2,000 円/月 2 回に限り] ☐
在宅療養を行い利用者の状態の急変に伴い在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、医師・訪問診療等をしている歯科医師や薬局の薬剤師・介護支援専門員と訪問看護師等（准看護師を除く）と共同で利用者宅を訪問し、カンファレンスに参加し療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- 看護・介護職員連携強化加算 [2,500 円/月 1 回に限り] ☐
看護師又は准看護師が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の登録を受けた登録喀痰吸引等事業所、又は同法附則第 20 条第 1 項の登録を受けた登録特定行為事業所と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 1 条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関してこれらの事業所の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合に加算されます。
- 訪問看護情報提供療養費 [1,500 円/月] ☐
利用者の居住する市区町村に、訪問看護の状況を示す文章を添えて保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。
主に、健康教育・機能訓練・訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴・洗濯等のサービスを含む）等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。
- 訪問看護ターミナルケア療養費 1 [25,000 円] ☐
在宅で死亡した利用者又は、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行った場合。
- 訪問看護ターミナルケア療養費 2 [10,000 円] ☐
特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で看取り介護加算等を算定している利用者に対してターミナルケアを行う場合。
- 遠隔指導診断補助加算 [1,500 円] ☐
情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合、所定額に加算する。
- 専門管理加算 [2,500 円/月] ☐
緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に加算されます。

訪問看護料金表【介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護事業所）】

(非課税)						
内容		(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割) □	利用者負担額 (2割) □	利用者負担額 (3割) □
訪問看護の場合	20分未満	314	¥3,579	¥358	¥716	¥1,074 □
	30分未満	471	¥5,369	¥537	¥1,074	¥1,611 □
	30分以上1時間未満	823	¥9,382	¥939	¥1,877	¥2,815 □
	1 時間以上1時間30分未満	1,128	¥12,859	¥1,286	¥2,572	¥3,858 □
理学療法士等による 訪問看護の場合	リハビリ 20分 (294単位)	294	¥3,351	¥336	¥671	¥1,006 □
	リハビリ 40分 (294単位×2)	588	¥6,703	¥671	¥1,341	¥2,011 □
	リハビリ 60分 (265単位×3)	795	¥9,063	¥907	¥1,813	¥2,719 □
介護予防訪問看護の場合	20分未満	303	¥3,454	¥346	¥691	¥1,037 □
	30分未満	451	¥5,141	¥515	¥1,029	¥1,543 □
	30分以上1時間未満	794	¥9,051	¥906	¥1,811	¥2,716 □
	1 時間以上1時間30分未満	1,090	¥12,426	¥1,243	¥2,486	¥3,728 □
理学療法士等による 介護予防訪問看護の場合	リハビリ 20分 (284単位)	284	¥3,237	¥324	¥648	¥972 □
	リハビリ 40分 (284単位×2)	568	¥6,475	¥648	¥1,295	¥1,943 □
						□

理学療法士等による介護予防訪問看護の場合、利用開始月から12ヶ月超の場合 1回につき5単位又は、15単位を減算

訪問看護・介護予防訪問看護の場合、記録の入力・記載の時間も含む

- * 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増
- * 深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50%増

その他 料金表

(税抜)					
内容				料金	
交通費	医療保険の場合	公共交通機関を利用して移動する場合		往復分の公共交通機関利用料金	□
	介護保険・実施地域外の場合				
	緊急時深夜の場合（医療保険）	タクシーを使用しなければならない場合（片道上限3,000円）		タクシー料金	□
	自費（保険外）の場合	公共交通機関を利用して移動する場合		往復分の公共交通機関利用料金	□
		タクシーを使用しなければならない場合		タクシー料金	
死後の処置		亡くなられた後のお清め料と処置材料費		20,000円	□
医療保険（長時間訪問看護）		90分以上の訪問（30分毎）		5,000円	□
医療保険（営業時間外）		土日・祝・年末年始（12/30～1/3）にサービスを利用した場合		1,000円/回	□
吸引器レンタル（保険外料金）		必要と判断された場合はレンタルか購入して頂きますようお願いします。		1回 1,000円/1週間以内	□
キャンセル料	医療保険、介護保険の場合	サービス利用日の前日12:00以降のご連絡 但し、利用者様の容態急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合を除く。	訪問毎	自己負担分 + 2,000円	□
	自費（保険外）の場合	サービス利用日の前日12:00以降の中止のご連絡		業務予定にかかる 合計見込金額100%	□

訪問看護料金表【医療保険】

● 負担割合

後期高齢者(75歳以上)			1割, 現役並み所得者の方は3割	☐
健康保険	国民	高齢受給者(70歳~74歳)	2割, 現役並み所得者の方は3割	☐
	健康保険	一般(70歳未満)	3割, 6歳未満は2割	☐

● 訪問看護基本療養費（1日につき）

1. 訪問看護基本療養費（Ⅰ）				
イ 看護師、保健師による場合（二）を除く。				
	(1) 週3日目まで	5,550円	(2) 週4日目以降	6,550円 ☐
ロ 准看護師による場合				
	(1) 週3日目まで	5,050円	(2) 週4日目以降	6,050円 ☐
ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合				
	(1) 週3日目まで	5,550円	(2) 週4日目以降	5,550円
ニ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合				12,850円 ☐
2. 訪問看護基本療養費（Ⅱ）				
イ 看護師、保健師による場合（二）を除く。				
(1) 同一日に2人				
	① 週3日目まで	5,550円	② 週4日目以降	6,550円 ☐
(2) 同一日に3人以上				
	① 週3日目まで	2,780円	② 週4日目以降	3,280円 ☐
ロ 准看護師による場合				
(1) 同一日に2人				
	① 週3日目まで	5,050円	② 週4日目以降	6,050円 ☐
(2) 同一日に3人以上				
	① 週3日目まで	2,530円	② 週4日目以降	3,030円 ☐
ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合				
(1) 同一日に2人				
	① 週3日目まで	5,550円	② 週4日目以降	5,550円 ☐
(2) 同一日に3人以上				
	① 週3日目まで	2,780円	② 週4日目以降	2,780円 ☐
ニ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合				12,850円 ☐
3. 訪問看護基本療養費（Ⅲ）				8,500円 ☐

● 訪問看護管理療養費

1. 月の初日の訪問の場合		
イ	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円 ☐
ロ	機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円 ☐
ハ	機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円 ☐
ニ	イからハまで以外の場合	7,670円 ☐
2. 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）		イ 訪問看護管理療養費 1 3,000円 ☐